復　興　庁

（宮城復興局次長）復興事務官　宮川　賢治
農林水産省に出向させる（三月三十一日）
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　鈴木　通仁
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（農林水産省東北農政局農村振興部付）農林水産技官　石田　勲
復興事務官（宮城復興局次長）に転任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　山本　晶
復興事務官（福島復興局次長）に併任する
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　井上　圭介
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　上野山智也
復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する
（以上四月一日）

財　務　省

後藤　健二
独立行政法人造幣局理事長に任命する
大津　俊哉
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する
中村　康治
日本銀行理事に任命する
福留　朗裕
願に依り日本銀行参与を免ずる
半沢　淳一
日本銀行参与に任命する（以上四月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャ大統領コンスタンティノス・タスラス閣下の大統領就任につき、三月三十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

国　家　試　験

税理士試験公告

令和７年度（第75回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月４日　　国税審議会会長　佐藤　英明

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

令和７年８月５日（火）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

令和７年８月６日（水）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法

令和７年８月７日（木）

午前９時から同11時まで	国税徴収法
正午から午後２時まで	固定資産税
午後３時から同５時まで	住民税又は事業税

(注)　１　解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年４月４日（金）現在施行のものとする。
２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　試験実施地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

１　受験案内及び申込用紙の交付

⑴　交付期間　令和７年４月７日（月）から同年５月９日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵送で申込用紙等を請求する場合は、令和７年４月25日（金）まで（当日までの通信日付印有効）に、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記し、180円分の切手を貼ること。

⑵　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）

２　受験申込みの受付

⑴　受付期間　令和７年４月21日（月）から同年５月９日（金）まで

(注)　１　申込書類が完備しており、かつ、令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和７年５月９日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

２　国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）で受験申込みを行う場合は、受験申込受付期間内（令和７年４月21日（月）から同年５月９日（金）まで）に受験申込手続きを完了し、かつ、令和７年５月９日（金）までに申込書類の全てにつき提出があったもの（令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和７年５月９日（金）までに到着したもの））に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士試験電子申請添付書類」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

⑵　郵送先　試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（別表参照）

３　申込書類

⑴　税理士試験受験願書・税理士試験受験申込書

⑵　受験票及び写真票

⑶　受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目受験者のみ）

四　合格者の発表

１　発表予定日　令和７年11月28日（金）

２　発表の方法　税理士試験に合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載する。

また、税理士試験に一部科目合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を国税庁ホームページに掲載する。

五　その他

１　受験資格・受験手続等に関する詳細は、国税局等で交付する「第75回税理士試験受験案内」を参照すること。

２　受験手数料は、受験申込科目数に応じ、次のとおりである。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

なお、国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）で受験申込みを行う場合は、送信した税理士試験受験願書を印刷し、所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

受験申込科目数	１　科　目	２　科　目	３　科　目	４　科　目	５　科　目
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円